

## 1. 通則

- (1) 入学時に選択した研究指導の担当教員が指導教員となる。
- (2) 学生の研究指導を担当する教員を指導教員とし、論文の作成、研究一般については、その指導に従う。

## 2. 修士課程

- (1) 修士の学位を取得しようとする者は、修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を取得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者について先進理工学研究科運営委員会が認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 講義科目の選択は、原則として自専攻内に置かれた科目の中からとするが、指導教員が認めた場合に限り、他専攻・他研究科・他大学院・他コースからも選択できる。

| 専攻名         | 他専攻聴講 | 理工学術院内他<br>研究科聴講 | 他大学院聴講 | 他コース聴講 |
|-------------|-------|------------------|--------|--------|
| 物理学及応用物理学専攻 | 制限なし  | 制限なし             | 4単位    | 0単位    |
| 化学・生命化学専攻   | 制限なし  | 制限なし             | 4単位    | 履修不可   |
| 応用化学専攻      | 制限なし  | 制限なし             | 10単位   | 0単位    |
| 生命医科学専攻     | 制限なし  | 制限なし             | 10単位   | 0単位    |
| 電気・情報生命専攻   | 制限なし  | 制限なし             | 4単位    | 4単位（＊） |
| 生命理工学専攻     | 制限なし  | 制限なし             | 10単位   | 10単位   |
| ナノ理工学専攻     | 制限なし  | 制限なし             | 10単位   | 10単位   |
| 共同原子力専攻     | 制限なし  | 制限なし             | 4単位    | 4単位    |

＊電気・情報生命専攻は他大学院聴講と他コース聴講あわせて4単位までしか算入できない。

- (3) 教育研究上有益と特に認めるときは、理工学術院内学部および教育学部理学科の4年次（前年度）に履修した大学院授業科目を、下記の各専攻が定める範囲内において大学院基幹理工学研究科の既修得単位として認定する。

| 専攻名         | 認定上限単位数 |
|-------------|---------|
| 物理学及応用物理学専攻 | 10単位    |
| 化学・生命化学専攻   | 10単位    |
| 応用化学専攻      | 10単位    |
| 生命医科学専攻     | 10単位    |
| 電気・情報生命専攻   | 10単位    |
| 生命理工学専攻     | 10単位    |
| ナノ理工学専攻     | 10単位    |
| 共同原子力専攻     | 10単位    |

- (4) 教育研究上有益と特に認めるときは、各専攻が定める範囲内において、理工学術院内学部および教育学部理学科の授業科目を履修し、その取得単位を修了に必要な単位（30単位）として認定することができる。ただし学部在籍時に修得した科目を履修申請することはできない。また、教職専修免許および各種資格に必要な単位としては認定しない。

目を履修し、その取得単位を修了に必要な単位（30単位）として認定することができる。ただし学部在籍時に修得した科目を履修申請することはできない。また、教職専修免許および各種資格に必要な単位としては認定しない。

| 専攻名         | 認定上限単位数 |
|-------------|---------|
| 物理学及応用物理学専攻 | 4 単位    |
| 化学・生命化学専攻   | 4 単位    |
| 応用化学専攻      | 6 単位    |
| 生命医科学専攻*    | 10 単位   |
| 電気・情報生命専攻   | 6 単位    |
| 生命理工学専攻     | 6 単位    |
| ナノ理工学専攻**   | 制限なし    |
| 共同原子力専攻     | 4 単位    |

\* オープン教育センター設置の東京女子医科大学のオープン科目を含む。

\*\*ただし、先進融合クラスター科目に限る。

(5) 自己の所属する専攻・分野の各部門において、コア科目および推奨科目が設置されている場合は、これらの講義科目を中心に選択すること。

### 3. 博士後期課程

(1) 博士の学位を取得しようとする者は、通常3年以上在学し、指導教員の行う研究指導を受けなければならない。

(2) 理工学術院内に設置された講義科目はその担当教員の了解のもとに聴講することができる。他研究科の講義科目についてもこれに準ずる。